

臨時教育委員会

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 10 日(月) 午後 5 時 00 分から午後 6 時 00 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 杉本憲司委員 田中さゆり委員
江間治人委員 飯田正人教育長
- 4 出席職員 教育部長 学校給食管理室長 幼稚園保育園課長
- 5 傍聴人 0 人

教育委員会が決定したもの(議決事項)

1 磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について

<幼稚園保育園課長>

現行制度での概要と新制度における変更点の基本的な考え方のご説明したいと思います。現行制度での概要ですけれども、今、幼稚園、保育園それぞれ保育料を徴収しておりますが、幼稚園については、公立幼稚園は、市が決定をし、市が保育料を徴収しております。料金については、一律で定額でございます。額は 5,000 円というようになっております。私立幼稚園については、保育料の決定は施設で行い、徴収も施設で行います。こちらの方も、一律定額でそれぞれの園の方で決めております。

磐田市の場合では 3 園ございますが、2 園が 17,000 円で、1 園が 18,000 円となっております。保育園については、公立の保育園も私立の保育園も市が決定し市が徴収しております。これは所得に応じた応能負担となっております。3 歳以上の児童で 0 円から 38,400 円となっております。額については、公立でも私立でも統一した料金額の設定となっております。

新制度において変更される場所については、制度の認定区分によって保育料を設定するようになるということです。1号、2号、3号となっております。1号は今でいう幼稚園の子供達のこと、2号と3号というのが今でいう保育園に通っている子供達のことになります。母親が仕事をしているため保育が必要な子供で、2号は3歳以上の子供で、3号が0歳から2歳までの子供となります。大きく変わるところですが、幼稚園の場合は一律定額であったのが、所得に応じたの応能負担になってきます。

また、今まで、私立幼稚園が独自で保育料を決めておりましたものが、市が保育料の料金を決定していくようになります。ただし、徴収については、私立の施設については、施設で徴収をするという形になります。応能負担の額についてですが、公立の施設については0円から12,000円、私立の施設については0円から18,000円の間で設定をいたしました。保育園につきましては、基本的には今と変わらない料金設定としております。磐田市の場合は、来年度から認定こども園ができますので、認定こども園というのは、今でいう幼稚園に行っている子供も、保育園に行っている子供も同

じ施設で預かることとなりますので、ここに公立の施設も私立の施設もそれぞれ認定こども園という言葉が入ってきております。現制度の概要と新制度における変更点は以上でございます。

次に、保育料を決定する際の市の基本的な考え方についてですが、まずは保護者の大幅な負担増は避けるということを考え、併せて低所得者層への負担軽減を図っていくということで考えました。また、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料については、統一しないこととしました。保育園のように統一することが望ましいのですが、現行の金額からすると一度に統一するというのは無理ですので統一はしないが、格差是正は図るという視点を置いております。先ほど、申しあげました保育園の料金については、現行の料金と同額と設定をいたしました。また、給食費については、現行制度を継続していく考えでございます。幼稚園につきましては、保育料とは別に別途徴収しております。一方の保育園につきましては、保育園料金の中に給食費が含まれております。ただし、3歳以上の子供については、主食費ということで、その分だけ月額500円ですけれども別途徴収している状況です。これについては、現行制度を継続させるというように考えております。

次に条例の条文についてです。第1条については趣旨です。これは「子ども・子育て支援法」に規定があるのですが、利用者負担額については世帯の所得の状況等を勘案して各市町が定めるというようになっておりますので、こちらの条例で金額を定めるものという趣旨が書いています。第2条については用語の定義でございます。第3条で利用者負担額となっております別表で定めるようになっております。別表の1が「保育認定を受けた子ども」ということで、今でいう保育園に通っている子供達の料金表となっております。これは基本的には料金は変わっておりません。第1階層から第8階層までとなっております。ただ、変わる点としては、利用者負担額の月額では、保育園は0歳から2歳まで、3歳、4歳から5歳までという区分がされております。その中で「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」というところが書いてありますけれども保育標準時間認定というのが朝7時30分から夕方6時30分までの時間を利用した子供の料金になります。保育短時間認定というのが朝8時30分から夕方の4時30分までの子供の料金になり、時間が短い分料金が少し安くなっております。これは国の基準の中で標準時間の98.3%を目安に設定をするようになっておりますので、きっちりの金額ではございませんが、そこを目安に標準時間と比べて安くなっております。短時間認定という欄がいままでと変わったところです。基本的な料金設定である標準時間の料金については変わっておりません。

次に、「教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担（磐田市立の施設）」です。これは磐田市立の施設とありますので、公立の部分になります。第1階層から第10階層まであります。

続いて、新制度における保育料（案）について、1号認定児、公立幼稚園、公立認

定こども園は、0円から12,000円の範囲内で料金を設定しております。利用者負担の月額ということで一番右側に書いてある金額です。考え方としましては、第1から第6階層までについては、現行の5,000円と比べまして減額又は同額という金額設定をしまして低所得者層への配慮をここで図っております。利用者が最も多いのが第7階層（所得割課税額115,001円以上169,000円以下）でございます。その保育料を現在の全国平均が6,600円で県内の平均が6,450円となっておりますので、それに基づいて6,500円の設定をいたしました。第7から第10階層については階層間の増額幅を1,500円または2,000円という金額設定をいたしまして、応能負担ですけれども、緩やかな増額ということで最高額を12,000円としております。それぞれの利用者負担額の月額の括弧内は第2子がいた場合半額になりますのでその金額を載せております。

続いて、「教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担（磐田市立の施設以外の施設）」です。これは、公立の施設以外の私立の施設の料金表になっております。階層区分につきましては、公立と合わせて10階層にしております。税額等の金額につきましては全く同じです。料金につきましては変わってまいります。こちらの考え方ですけれども、0円から18,000円の範囲内で金額を設定し、最高額を現行と同額程度といたしました。17,000円が2園あり、18,000円が1園ということですので、18,000円を最高額に持ってまいりました。公立の幼稚園、認定こども園料金を考慮した金額設定をいたしました。公私立間の比較ですけれども、今現在公立が5,000円、私立が17,000円又は18,000円なのですが、一番高いところで就園奨励費補助金ですとか、市単独の公私立間の格差是正のための2,000円の補助などもしておりますので、実際の自己負担額は15,000円となっております。実質、公立の5,000円と私立の15,000円を比べると3倍になってきておりますので、3倍よりは少しでも格差是正をしていきたいということで、2倍まで縮めるということで料金設定をいたしました。また、これによって、公立が少しアップして、私立はほぼ同程度ぐらいにするということで公私立間の格差是正が図られるということで、今、磐田市単独で補助しております私立幼稚園の保護者への園児1人月額2,000円の補助は、この制度に移行する園については、補助は廃止するという形で考えております。また、ひとり親世帯についてです。これは母子世帯であるとか、在宅の障害児がいる世帯については、幼稚園でいいますと第3階層のところは第3の1、第3の2と書いてありますけれども、ひとり親世帯以外と比べてひとり親世帯については軽減をするということで金額が安くなっております。

最後に、複数の子供がいた場合、今現在、第1子は全額払っていただいておりますが、第2子のお子さんについては半額、それが先程ご説明した括弧書きになっている金額です。それから第3子以降については、0円となっております。

また、この条例の附則で定めているところは、施行期日、この条例を定めることによって現在の私立幼稚園の保育料徴収条例、また、保育園徴収条例でそれぞれ改正が

必要な部分がありますので、それをこの附則で定めているところです。こちらは、11月議会に上程していくことになっています。

< 質疑・意見 >

Q 「区分」の「保育料」の「徴収額」の「年額 60,000 円」を「区分」・「徴収額」に改めるとありますが、この意味は何でしょうか。

A この条例を定めることで、幼稚園保育料等徴収条例の一部分の改正が必要となってきますので、これにつきましては、現在、幼稚園の保育料を区分・徴収額として年額 60,000 円と条例では定められています。今までは年額 60,000 円とうたう必要がありましたが、今度の新しい条例改正では、応能負担で料金設定をし、料金表を作りますので、こちらの保育料の金額は、必要なくなるので、そこを削除するものです。

子ども・子育て支援新制度の公定価格や保護者負担額の基本的な考え方は、国の基準額を上限として市町が設定することとされており、この国基準額が月額となっていることに基づき現行の年額設定から月額設定へと変更しております。しかし、幼稚園を利用する保護者への月額保育料の考え方については、新制度により応能負担となることも含め、変更点として丁寧な説明をしていく必要があると考えています。

Q 今回の改正によって、市の財政的負担としては、膨らみまずでしょうか。激変緩和措置ではないですけれども、格差是正を図っているというのはどのくらいのスケールなのか教えてください。

A 最終的には公私立の幼稚園料金を同一にしていきたいと思っておりますけれども、何年で一緒にするのかということまではまだ明確にはしておりません。また、財政的な負担としましては、今回の新制度移行への影響なのですが、保育園と幼稚園の両方を含め、市の一般財源の額でいいますと、4,100 万円ぐらいが増になってくる、つまり、持ち出しが大きくなっていくという形です。また、公立幼稚園の保育料は今の人数を基に所得階層で想定した場合には、歳入の額でいうと 3,600 万円ぐらい増えるのではないかと見込んでいます。

審議の結果、本議案は承認された。

2 磐田市教育委員会の委員辞職につき同意を求めることについて

青島教育委員長

「磐田市教育委員会の委員辞職につき同意を求めることについて」を議題とします。このたび、江間治人委員より平成 26 年 11 月 15 日をもって教育委員を辞することについて願いが提出されました。本件の可否については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により教育委員会の同意が必要となるため、このことについてご審議をお願いします。なお、本議案については、人事に関する事件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項の規定により非公開とします。

< 審議 >

青島教育委員長

江間委員の辞職の件ですが、いかがでしょうか。

杉本委員

異議ありません。

田中委員

異議ありません。

飯田教育長

異議ありません。

青島教育委員長

異議なしと認めます。よって、江間委員が 11 月 15 日をもって辞職することについて同意といたします。

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。